

## 自主防災計画

### 1. 目的

この計画は、西鎌倉住宅地防災委員会の運営又は構成について必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生およびその拡大の防止を図り、地域住民の安全を確保することを目的とする。

### 2. 計画事項

この計画に定める事項は、次の通りとする。

- (1) 防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出、救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 防災弱者援助に関すること。
- (9) 給食、給水に関すること。

### 3. 防災組織の編成および任務分担

災害発生時の応急活動を迅速にかつ効果的に行うため、次の通り防災組織を編成する。

防災本部長 : 自治会長 (1名; 渉外担当)

防災副本部長 : 防災委員長 (1名; 各丁目の情報収集・指揮)

防災本部スタッフ : 防災理事 (4名; 参集状況に合わせ都度選任)

・初期消火班長

・救出救護班長

・避難誘導班長

・給食給水班長

支部防災リーダー : 地区長 (6名; 自主防災組織編成表の各集合場所リーダー)

各支部への防災本部スタッフ配置は防災本部長、防災副本部長が各防災本部スタッフとはかって決める。

防災本部は原則として自治会館に置く。但し、状況・事態に応じて、防災本部長の判断で代替防災本部の移動先を明らかに周知させた上で判り易い場所へ移動する場合がある。

#### 4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項は、次のとおりとする。

ア.防災組織および防災計画に関すること。

イ.地震、火災、水害等についての知識に関すること。

ウ.地域周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。

エ.各家庭における防災上の留意事項に関すること。

オ.その他防災に関すること。

(2) 防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

ア.広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布。

イ.座談会、講演会、映画会等の開催。

ウ.パネル等の展示。

- (3) 実施時期は、火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

## 5. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集、伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行い得るようにするため、次により防災訓練を実施する。

- (1) 訓練は、個別訓練および総合訓練とする。

- (2) 個別訓練は、次の通りとする。

ア.情報の収集・伝達訓練

イ.消火訓練

ウ.避難訓練

エ.救出、救護訓練

オ.給食、給水訓練

- (3) 総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

- (4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練の実施計画を作成する。

- (5) 訓練は、年1回以上実施する。

## 6. 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急処置を取るため、情報の収集、伝達を次により行う。

- (1) 防災副本部長は、地域内の災害情報、防災関係機関や報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

- (2) 情報の収集・伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、非常警報施設、携帯無

線機、伝令等による。

- (3) 防災本部長は、必要に応じてミニ防災拠点である西鎌倉小学校に常駐して行政と連携し、負傷・家屋倒壊等の被災状況に応じた救援人員および物資、避難場所の確保・調達を行う。
- (4) 各支部の防災リーダーは大地震等の災害発生後速やかに、各ブロック内の救援救護者・ブロック内住民の安否状況を点呼または目視により確認し、9.(5)に定める一時集合場所に出向し、防災本部へ防災無線等を活用した報告をするとともに防災本部からの指示を仰ぐ。また、ミニ防災拠点である西鎌倉小学校等へ避難する際の先頭とする。

## 7. 出火防止および初期消火

### (1) 出火防止対策

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月第一日曜日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

ア.火気使用設備器具の整備およびその周辺の整理整頓状況

イ.可燃性危険物品等の保管状況

ウ.消火器等消火資機材の整備状況

エ.その他建物等の危険個所の状況

オ.鎌倉市条例による火災警報器設置状況確認と機能点検

### (2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次のとおり消火資機材を配備する。

ア.街頭消火器の配備

イ.消火器、水バケツ、防災タンク等の各家庭への配備

ウ.消火栓を使用するスタンドパイプの配備（取扱い訓練を要す）

## 8. 救出・救護

### (1) 救出・救護

救出救護班は、建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じた時は、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

### (2) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を必要とすると認めた時は、防災関係機関の出動を要請する。

### (3) 医療機関への連絡

防災関係機関に出動を要請しても、その出動が期待できない時には、  
救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めた時で、搬送手段（車）があり、受け入れ医療機関の了解が得られたら、次の医療機関  
およびその他最寄りの医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

ア.湘南鎌倉総合病院 Tel0467-46-1717

イ.大船中央病院 Tel0467-45-2111

## 9. 避難誘導

地震発生後の火災や崖崩れ、津波等により地域住民の人命に危険の恐れがある時は、

次により避難等を行う。

(1) 東海地震等の警戒宣言が発令された場合、地震発生までの間は各人それぞれの家庭において火元の処置、その他身近な地震対策を行い、ラジオ等の正しい情報の把握に努めるものとする。

(2) 火災の延焼拡大の恐れや崖崩れの恐れ、津波警報等または防災本部長から避

難の指示があった場合は、直ちに 9. (5) ア.に定める一時集合場所へ避難するものとする。

(3) 避難場所は 9. (5) イ～オのとおり。

被災者は身支度を整え、一時集合場所で防災リーダーや避難誘導班の指示でミニ防災拠点である西鎌倉小学校へ避難する。

西鎌倉小学校へ避難後、火災の延焼拡大により西鎌倉小学校が危険になった場合は、広域避難場所である東レ基礎研究所へ避難する。

(4) 地震発生後、火災の延焼拡大により、地域や西鎌倉小学校が火災に巻き込まれるような危険な状態になり、あるいは大規模災害が発生し、鎌倉市長の避難命令が出たとき又は防災本部長が必要と認めたとき、防災本部長は防災リーダーや避難誘導班に対し、一時集合場所から直接広域避難場所である東レ基礎研究所へ避難誘導の指示を行う。

(5) 避難場所

ア.一時集合場所 (対象居住住所)

りそな銀行およびレシユール駐車場 (一丁目)

2丁目公園 (二丁目 5～12番地 18～20番地)

ローソン駐車場 (二丁目 2～4番地 13～16番地)

3丁目公園下段 (三丁目)

3丁目公園上段 (四丁目 1～18番地)

すずめ公園 (四丁目 19～20番地)

イ.ミニ防災拠点 (被災者が避難生活をするのに必要な非常食、毛布、救急セット、簡単な炊事道具など防災資機材を備蓄している)

西鎌倉小学校

ウ.広域避難場所 (大火災が発生した場合に避難する空き地)

東レ基礎研究所

## エ.補助避難所

ミニ防災拠点の収容状況に応じて、鎌倉市が開設する2次的避難所

## オ.福祉避難所

ミニ防災拠点では収容が困難な要援護者（高齢者、病弱者、障がい者、乳幼児を抱えた世帯）に対し、鎌倉市が必要に応じて開設する2次的避難所

### 10. 災害弱者援助体制の確立

- (1) 避難場所では、家族または自力で避難が困難な災害弱者（高齢者・乳幼児・障がい者・傷病者・妊婦・外国人等）に対し、避難および生活の手助けなど必要な援助を行うものとする。
- (2) 日頃から自主防災組織内で話し合い、災害弱者の把握とその協力者を定めておくものとする。

### 11. 給食・給水

避難場所等における給食および給水は、次により行う。

- (1) 給食給水班は、市から配分された食糧または地域内の家庭から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。
- (2) 給食給水班は、市から提供された飲料水または井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

### 12. 避難解除後の対応

防災委員会は避難解除後に次の事項を調査・確認し、必要な対応を行う。

- (1) 防災副本部長は、防災本部スタッフならびに防災リーダー等の協力を得て、人的被害（死者、行方不明者、重傷者など）・住宅建物被害（全・半壊、焼失、浸水など）・公共施設・道路・電気・水道・ガス・電話などの被害を調査・確認する。
- (2) 防災本部長は、罹災者等の申し出があった場合、行政の担当部署と仮設住宅、

その他の支援について連絡および協議を行う。

### 13. 防災体制の解除

防災本部長は、自治会内の災害が復旧または行政支援の下に住民の生活がほぼ平常に近い状態に戻ったと認められるときは、災害体制の解除を行う。

以 上